



福島医発第640号(地)

平成23年 6月 7日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

医療施設と疾病予防施設等との合築について

標記の件につきましては、平成7年4月26日付厚生労働省健康政策局長通知に基づき取り扱われているところですが、今般、関係法令の改正等を踏まえた形式的な改正が、別添1の新旧対照表の通り行われ、併せて、病院又は診療所の患者及び疾病予防施設の利用者にとって、機能訓練室の共用により、必要とされるサービスの提供に支障がないよう留意事項が示された旨、別紙のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

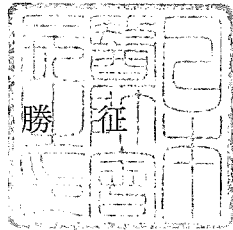
日医発第 124 号 (地 I 49)

平成 23 年 5 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中



医療施設と疾病予防施設等との合築について

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、「医療施設と疾病予防施設等との合築について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件では、関係法令の改正等を踏まえた平成 7 年 4 月 26 日付厚生労働省健康政策局長通知の形式的な改正が、別添 1 の新旧対照表の通り行われています。併せて、病院又は診療所の患者及び疾病予防施設の利用者にとって、機能訓練室の共用により、必要とされるサービスの提供に支障がないよう留意事項が示されております。

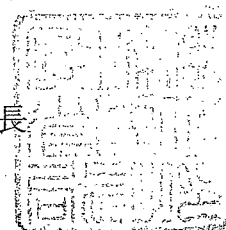
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発0330第37号
平成23年3月30日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療施設と疾病予防施設等との合築について（通知）

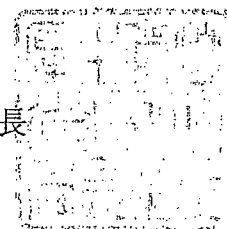
標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知
いただくとともに、関係者に対する周知方よろしくお取り計らい願います。



医政発0330第11号
平成23年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療施設と疾病予防施設等との合築について（通知）

医療法（昭和23年法律第205号）第42条第4号及び第5号に規定する施設（以下「疾病予防施設」という。）については、「医療施設と疾病予防施設等との合築について」（平成7年4月26日付け健政発第390号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、関係法令の改正等を踏まえた所要の改正をすることとともに、あわせて、病院に併設する疾病予防施設について機能訓練室の共用を認めるよう要望があったこと等を踏まえ、貴職におかれましては、病院又は診療所に併設する疾病予防施設の取扱いについて局長通知及び下記留意事項に基づき適正に行われるよう、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の内容

局長通知について、一部形式的な改正を行う必要があることから、別添1の新旧対照表のとおり改正し、別添2のとおりとすること。

2 留意事項

病院又は診療所の患者及び疾病予防施設の利用者にとって、機能訓練室の共用により、必要とされるサービスの提供に支障がないよう、以下の内容が確保される必要があること。

- ① 時間による管理区分を明確化すること等により、機能訓練室の清潔が保持され、その構造設備についても衛生上、防火上及び保安上の安全が確保されること。
- ② 併設する病院又は診療所と疾病予防施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。

以上

○ 「医療施設と疾病予防施設等との合築について」の改正事項

(下線部分が改正箇所)

該当箇所	改正前	改正後
本文	医療法第42条第5号及び第6号に規定する施設	医療法第42条第4号及び第5号に規定する施設
記 1	<u>1</u> 医療施設と疾病予防施設等の共用について	医療施設と疾病予防施設等の共用について
記 1 (1) ア	当該疾病予防施設が医療法第42条第5号又は第6号に定める基準に適合するものであること。	当該疾病予防施設が医療法第42条第4号又は第5号に定める基準に適合するものであること。
記 1 (3)	なお、 <u>(老人) 訪問看護ステーション</u>	なお、 <u>訪問看護ステーション</u>
記 2	<u>2 その他</u> <u>第四一八号通知第三の1の(1)の①は削除する。</u>	(削除)

健 政 発 第 3 9 0 号
平 成 7 年 4 月 2 6 日
(平成23年3月30日一部改正)

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長通知

医療施設と疾病予防施設等との合築について（通知）

標記については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成4年7月1日健政発第418号通知。以下「第418号通知」という。）により取り扱っているところであるが、医療法第42条第4号及び第5号に規定する施設（以下「疾病予防施設」という。）の普及の促進を図る目的から、医療施設と疾病予防施設を明確に区分することとしていたこれまでの取り扱いを下記のとおり改めることとしたので通知する。

記

医療施設と疾病予防施設等の共用について

- (1) 同一開設者が、病院又は診療所と疾病予防施設を併設する場合であつて、以下の要件をすべて満たすときは、病院又は診療所の施設（出入口、廊下、便所、待合室等を含む。）を共用して差し支えない。
 - ア 当該疾病予防施設が医療法第42条第4号又は第5号に定める基準に適合するものであること。
 - イ 疾病予防施設としての専用部分として、病院又は診療所とは明確に区分された事務室を設けること。
但し、患者に混乱を生じないようにするため、病院又は診療所の業務に支障のない場所を選定すること。
 - ウ 機能訓練室を共用する場合には、病院又は診療所の患者に対する治療その他のサービスに支障がないものであること。
- なお、共用に当たっては、利用計画等を提出させるなどにより、十分に

精査すること。

エ 病院又は診療所と疾病予防施設はそれぞれ別個の事業として、会計、組織、人員等の区分を明確にし、病院又は診療所の従事者が疾病予防施設の従事者を兼ねることは、原則として認められないものであること。

(2) これに伴い、病院又は診療所と疾病予防施設の大幅な共用が認められることとなるが、既設の病院又は診療所内に疾病予防施設としての専用部分を設置する場合にあつては、医療法に基づく変更の手続きを行い、病院又は診療所の一部を廃止することとなるので留意されたい。

(3) なお、訪問看護ステーション及び老人介護支援センターについても、これまで、病院又は診療所の施設（出入り口、廊下、便所等を含む。）との共用を認めてきたところであるが、前記（１）イ、エ、（２）に準じて取り扱われたい。

以上

医療施設と疾病予防施設等との合築について

(平成 7 年 4 月 26 日)

(健政発第 390 号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

標記については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 4 年 7 月 1 日健政発第 418 号通知。以下「第 418 号通知」という。)により取り扱っているところであるが、医療法第 42 条第 5 号及び第 6 号に規定する施設(以下「疾病予防施設」という。)の普及の促進を図る目的から、医療施設と疾病予防施設を明確に区分することとしていたこれまでの取り扱いを左記のとおり改めることとしたので通知する。

記

1 医療施設と疾病予防施設等の共用について

(1) 同一開設者が、病院又は診療所と疾病予防施設を併設する場合であって、以下の要件をすべて満たすときは、病院又は診療所の施設(出入口、廊下、便所、待合室等を含む。)を共用して差し支えない。

ア 当該疾病予防施設が医療法第 42 条第 5 号又は第 6 号に定める基準に適合するものであること。

イ 疾病予防施設としての専用部分として、病院又は診療所とは明確に区分された事務室を設けること。

但し、患者に混乱を生じないようにするため、病院又は診療所の業務に支障のない場所を選定すること。

ウ 機能訓練室を共用する場合には、病院又は診療所の患者に対する治療その他のサービスに支障がないものであること。

なお、共用に当たっては、利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

エ 病院又は診療所と疾病予防施設はそれぞれ別個の事業として、会計、組織、人員等の区分を明確にし、病院又は診療所の従事者が疾病予防施設の従事者を兼ねることは、原則として認められないものであること。

(2) これに伴い、病院又は診療所と疾病予防施設の大幅な共用が認められることとなるが、既設の病院又は診療所内に疾病予防施設としての専用部分を設置する場合にあっては、医療法に基づく変更の手続きを行い、病院又は診療所の一部を廃止することとなるので留意されたい。

(3) なお、(老人)訪問看護ステーション及び老人介護支援センターについても、これまで、病院又は診療所の施設(出入口、廊下、便所等を含む。)との共用を認めてきたところであるが、前記(1)イ、エ、(2)に準じて取り扱われたい。

2 その他

第 418 号通知第三の 1 の(1)の①は削除する。

〔業務の範囲〕

第四二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置